

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る 「職場環境等要件」について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「職場環境等要件」について、見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

◎加算の取得状況：福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○資質の向上

- ・より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

○その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上